



IATF -国際自動車産業特別委員会

IATF 承認取得・維持ルール

IATF ルール第5版 – 公式解釈集

IATF 承認取得・維持ルール IATF 16949 対応 第5版 (“ルール第5版”) は2016年11月に発行され、2017年1月1日から有効となっている。以下の公式解釈は IATFによって決定され、承認されたものである。特に示されていない限り、公式解釈は発行をもって適用とされる。

改訂箇所は青字で表示されている。

公式解釈はルール又は要求事項の解釈を変更するものであり、それ自体が不適合の根拠となる。

SI 1 は 2017年6月発行、2017年7月1日から有効。 SI 2 から SI 5 は 2017年10月発行、2017年10月1日から有効。



番号	参照ルール	公式解釈
1	IATF 16949 審査員の申請プロセス及び基準 4.2	<p>審査機関は、IATF 審査員資格認定プロセスに参加する新規審査員候補者を選定するためのプロセスを持つこと。推薦審査機関の契約事務所は、管轄 IATF 監督機関に IATF 審査員資格認定プロセスへの参加承認及びアクセスのための各候補者の完全な申請書及び関係する推薦情報を提出すること。</p> <p>審査員候補者は次の選定基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) ISO 9001 審査を実施するために、ISO/IEC 17021 及び管轄認定機関のルールに従って資格認定されている。 b) 少なくとも 6 回、そのうち少なくとも 3 回は審査チームリーダーとして、製造業における ISO 9001 第三者審査を行った経験がある。 <p>注：自動車産業における第一者又は第二者のシステム監査の経験も考慮対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自動車産業コアツールの知識を有する。 - 自動車産業の製造 IATF 16949 の適用性 (条項 1.0 参照) を満たす 組織に在籍した過去 15 10 年間の内、4 年間のフルタイムでの適切な実務経験 (2 年間の品質保証及び/又は品質マネジメント業務の専従を含む)。 <ul style="list-style-type: none"> o 注：化学、電気又は金属製品における類似の適用範囲を持つ産業 (例、航空宇宙、電気通信、鉄道、産業用オフロード車両、等) での経験も考慮対象となり得る。 <p>変更の理由:</p> <p>IATF 16949:2016 への移行を支援するべく、自動車産業審査員の増員のために緩和する。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
2	特別審査 7.2	<p>審査機関は、次の理由で、認証された依頼者の審査を行うことが必要となることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - パフォーマンス苦情の調査のため（条項 8.1 a) 及び8.1.b) 参照） - 依頼者の品質マネジメントシステムの変更に対応するため（条項 3.2 参照） - 依頼者の生産事業所の重要な変更のため - 認証の一時停止の結果として（条項 8.3 参照） - メジャー不適合に対して特定された是正処置の有効な実施の検証のため（条項 5.11.4 参照） - 未解決であるが 100% 解決とみなされた不適合に対して特定された是正処置の有効な実施の検証のため（条項 5.11.3 c 参照） - 実施された是正処置により、顧客パフォーマンス指数の達成が改善を示していることを検証するため - 認証辞退の結果として（条項 8.7 参照） <p>変更の理由:</p> <p>依頼者が顧客パフォーマンス指数（すなわち、納入及び／又は品質）を達成していない場合に、あるいは、IATF OEM 特別状態の状況に起因して、審査機関が当該の依頼者にメジャー不適合を発行するという状況を、IATF は確認している。審査機関は依頼者の IATF 16949 認証を一時停止し、現地特別審査を実施する。この現地特別審査の間に、審査機関は特定された是正処置の有効な実施を検証することができるが、当該の是正処置により顧客パフォーマンス指数の達成／実施へと至ったことを確認するだけの十分な時間が渡されていなかった。この新規要求事項により、審査機関には、顧客報告書／スコアカードに対する持続的な改善を検証するために、最初の特別審査の後、合理的な期間内に依頼者を再訪する、という柔軟な措置が与えられた。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
3	初回資格認定 プロセス 4.3.1	<p>IATF審査員資格認定プロセスへのアクセス許可が下りた後、新規審査員候補者は、必須IATF対面式 初回資格認定プロセスの申し分ない修了によって、専門的力量を実証すること。初回資格認定プロセスを申し分なく修了した際、その審査員には IATF 審査機関 審査員 ID カードが発行され、後援審査機関には資格証明書が発行される。この資格証明書の有効期限は2年間とされ、その間、審査員はその審査機関のために審査を実施することが正式に認められる。</p> <p>審査機関は、審査員が、最初の資格認定から 60 日以内にオンライン IATF 審査員開発プロセスに入ることを確実にすること。</p> <p>変更の理由:</p> <p>審査員登録証の発行により資格認定が実証されるので、審査員カードと重複する。審査員候補者は現在、初回資格認定後 60 日以内に IATF ADP に入るのではなく、対面式初回資格認定試験に先立ち IATF ADP に入るよう要求されている。</p>
4	資格認定 更新プロセス 4.3.2	<p>審査機関は、初回資格認定から2年以内に、その審査員がオンラインIATF審査員開発プロセスの初回知識評価及び応用評価を完了していることを確実にすること。</p> <p>資格認定更新プロセスを申し分なく修了した際、その審査員には新たに IATF 審査機関 審査員 ID カードが発行され、後援審査機関には資格証明書が発行される。この資格証明書によって、審査員はその審査機関のために引き続き審査を実施することが正式に認められる。</p> <p>変更の理由:</p>

番号	参照ルール	公式解釈
		審査員登録証の発行により資格認定が実証されるので、審査員カードと重複する。
5	支援機能 5.5	<p>審査機関は、審査対象となった各支援機能に関する情報（すなわち審査したロケーションの名称、審査実施日、審査員氏名、及び各審査員の審査工数）を、製造事業所の審査のコメント欄に入力すること。1つの遠隔地支援機能が2箇所以上の製造事業所を支援している場合、審査機関は1箇所の製造事業所のみ、この審査情報を入力すること。この情報は規定された様式で、英語で入力すること。</p> <p>変更の理由: 審査機関間の一貫性を確実にするべく、また観察された現行のプロセスを効率化するべく、遠隔地支援ロケーションの審査内容を IATF データベースに入力するプロセスを明確にする。</p>